

令和元年度中山間地域等直接支払事業

『中山間地域等直接支払交付金実施要領 第12 実施状況の公表』に基づき公表します。

【中山間地域等直接支払制度とは】

中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。

本村では、第4期対策（平成27年度～令和元年度）、2件の個別協定の実施を行っています。

【協定の概要】

対象となる農用地において、耕作放棄地の発生を防止し、将来に渡って持続的な農業生産活動を可能とすることにより、関係者が一致協力して今後5年間の取り組みを推進しています。

【協定の実施状況】

本村では、耕作放棄地の発生を防止する観点から、対象農用地において集落内外の担い手農家による利用権設定等や農作業の委託等により保全管理を行っています。

令和元年度実施状況

| 区分 | 協定内容 | 認定農用地 面積 (ha) | | | | 交付額 (円) | | | |
|----|------|---------------|------|-------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 合計 | 田 | 畑 | 草地 | 合計 | 国 (1/2) | 県 (1/4) | 村 (1/4) |
| 特認 | 個別協定 | 185.8 | 14.0 | 171.8 | | 7,129,760 | 3,564,880 | 1,782,440 | 1,782,440 |
| | 個別協定 | 42.8 | | | 42.8 | 1,283,448 | 641,724 | 320,862 | 320,862 |

【活動内容】

農業生産活動等としては、共同機械の管理や施設維持管理、担い手の育成・定着に係る活動に取り組みました。また、農作業における行程を受委託することで、規模拡大を図る生産者への農地集積が促進され、農作業の労力軽減に繋がっています。